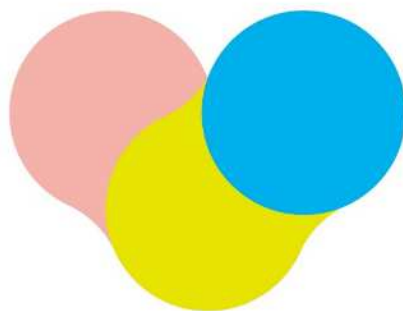


東アジア文化都市2026 松本市 実行委員会 第2回総会



東アジア文化都市

2026 松本

Culture City of East Asia
2026 MATSUMOTO

令和 7 年 9 月 18 日 (木)

会場 まつもと市民芸術館
オープンスタジオ

東アジア文化都市2026松本市実行委員会

1 実行委員会

R7.9.18現在

分野	職名	氏名	団体名等
行政	会長	臥雲 義尚	松本市長
行政	副会長	伊佐治 裕子	松本市副市長
文化	副会長	青山 織人	(一財)松本市芸術文化振興財団 理事長
経済	副会長	齊藤 茂行	松本商工会議所 会頭代行
教育	副会長	曾根原 好彦	松本市教育委員会 教育長
国際交流	委員	相澤 孝夫	松本日中友好協会 会長
国際交流	委員	萩原 清	長野県日韓親善協会 会長
観光	委員	齊藤 茂行	(一社)松本観光コンベンション協会 会長
経済	委員	山田 善敬	松本商店街連盟 会長
経済	委員	金井 佑輔	(一社)松本青年会議所 理事長
報道	委員	井口 弥寿彦	信濃毎日新聞社常務取締役 松本本社代表
学識	委員	濱崎 友絵	国立大学法人信州大学人文学部 教授
行政	委員	中村 徹	長野県企画振興部 部長
行政	委員	直江 崇	長野県県民文化部 部長
行政	委員	斎藤 政一郎	長野県松本地域振興局 局長
文化	委員	羽田野 昌司	セイジ・オザワ松本フェスティバル実行委員会 事務局長
文化	委員	津村 卓	(一財)長野県文化振興事業団 キッセイ文化ホール 館長
文化	委員	佐々木 清文	(公社)才能教育研究会 事務局長
民間	委員	伊藤 博敏	NPO法人松本クラフト推進協会 代表理事
民間	委員	齊藤 忠政	マツモト建築芸術祭実行委員会 委員長
民間	委員	村田 真彌子	EVERGREEN/とつきとおか 代表
民間	委員	古川 陽介	りんご音楽祭実行委員会 代表
	監事	山中 崇	山中崇公認会計士事務所
	監事	前澤 典子	松本市会計管理者

2 企画推進チーム

区分	氏名	団体名等
トータルコーディネーター	西片 隆	(一財)松本市芸術文化振興財団アート事業部コーディネーター
演劇・舞踊・音楽ディレクター	渡辺 弘	(一財)松本市芸術文化振興財団 顧問
演劇・舞踊・音楽アドバイザー	まつもと市民芸術館	芸術監督団
美術部門ディレクター	小川 稔	松本市美術館 館長
伝統文化部門ディレクター	おおうち おさむ	松本市立博物館 アソシエイトプロデューサー
まちなかアートディレクター	野村 政之	信州アーツカウンシル ゼネラルコーディネーター

3 オブザーバー

団体名	氏名	団体名等
文化庁	藤田 健	文化経済・国際課 課長

4 事務局

	職名	氏名	団体名等
行政	事務局長	小口 一夫	松本市文化観光部長
行政	事務局次長	清澤 明子	松本市文化観光部文化振興課長
財団	事務局次長	小西 敏章	(一財)松本市芸術文化振興財団常務理事 まつもと市民芸術館館長
財団	事務局次長	山岸 尚志	(一財)松本市芸術文化振興財団理事 松本市波田文化センター館長
民間	事務局次長	木下 透	信濃毎日新聞松本本社事業部長
行政	事務局次長補佐	傘木 史仁	松本市文化観光部文化振興課文化振興担当係長
財団	〃	伊藤 正美	(一財)松本市芸術文化振興財団 まつもと市民芸術館 館長補佐
行政	事務局幹事	小林 明日美	松本市文化観光部文化振興課
行政	事務局	小河原 稜太	松本市文化観光部文化振興課

東アジア文化都市 2026 松本市
実行委員会 第2回総会 次第

日時：令和7年9月18日(木)15:00~

場所：まつもと市民芸術館 オープンスタジオ

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事（議長：臥雲会長）

[報告事項]

令和7年度事業進捗状況報告 . . . P1

ア 事業展開の枠組みについて . . . P1 [資料 1]

イ 事業スケジュール（案） . . . P2 [資料 2]

[協議事項]

事業企画立案状況について . . . P3 [資料 3]

広報計画（案） . . . P6 [資料 4]

[参考資料]

・ 共催・助成・認証事業事務取扱要綱 . . . P9

・ ロゴマークグラフィックマニュアル . . . P16

4 その他

5 閉 会



「三ガク都・松本」の誇るべき文化観光資源を最大限に活用し、
文化交流と観光産業振興の両立によって
 その魅力を**国内外に発信**するとともに、
 文化芸術による交流を通じて**日中韓の相互理解**を深め、
東アジア地域の平和につなげていきます。

事業の開催目的

◎ 三ガク都（岳・楽・学）・松本の魅力発信

松本の持つ、蓄積された歴史文化芸術の豊かさ、雄大な山岳景観と調和した豊かな自然環境、古来より街道の要衝として栄えてきた利便性といった魅力を国内外へ広く発信する。

◎ 次世代へ向けた友好関係の構築

次代を担う若者をはじめ、多くの人々の交流人口を拡大することにより、相互理解と友好関係を深める機会を創出し、日本と東アジアの架け橋として互いに学び合う機会とする。

◎ 国際文化観光都市の推進

文化振興、国際交流、観光、経済産業それぞれの分野が、交じり合いながら未来に向けた持続可能な「文化観光産業」を推進し、世代や国籍を問わず「選ばれる街」としての魅力向上につなげる。

◎ 伝統文化資源の再評価

地域固有の伝統芸能、食文化や行事を文化資源としての価値を改めて認識し、「郷土愛」を育む機会とし、地域が直面している担い手や継承の課題を、松本市全体で支える体制の再構築を目指す。

事業展開の枠組み



事業スケジュール（案）

（令和7年）	事業内容	
	全体	企画推進チーム
4月	・事務局稼働、公式 Instagram の稼働開始 ・日中韓文化交流年開始式典参加	・ディレクター企画案ヒアリング ・第6回ディレクター打合せ（4/25）
5月	・鎌倉市開幕式典視察（5/20）	・コア企画打合せ
6月	・公式ロゴマーク発表（6/25）	・第7回ディレクター打合せ（6/5）
7月	・公式ウェブサイト稼働開始 ・ライブラリレー・おまつり会議（7/19）	・第8回ディレクター打合せ（7/11）
8月	・X（旧 Twitter）稼働開始	・第9回ディレクター打合せ（8/7）
9月	・安東市視察 ・第2回実行委員会総会（9/18）	・第10回ディレクター打合せ（9/4） ・実行委員会でコア企画の内容を報告
10月		・助成・認証事業の募集開始
11月	・日中韓文化大臣会合@中国マカオ	・コア企画準備
12月	・鎌倉市閉幕式典へ（役員出席予定）	・コア企画準備

（令和8年）

プレイベント期間へ入ります

1月	・松本あめ市・氷彫フェスティバル	・民藝百年(シポジウム) ・助成・認証事業実施
2月	中・韓開幕式典(仮)	・民藝百年(美術館コレクション展) ・ディープレクチャーシリーズ
3月		
4月	・第3回実行委員会総会	・「はじめまして！」 ・ディープレクチャーシリーズ
5月	・松本市開幕式典「East Asia Street」 ・工芸の五月・クラフトフェアまつもと	・松本市開幕式典前夜祭@音文ホール
6月		
7月	・国宝松本城太鼓祭り	
8月	・松本ぼんぼん ・セイジ・オザワ 松本フェスティバル	コア期間 ・人形劇フェスタ
9月	・りんご音楽祭	
10月		・マツモト建築芸術祭 ・ディープレクチャーシリーズ
11月	・まつもと市民祭松本まつり	・ディープレクチャーシリーズ
12月	・松本市閉幕式典	

事業の企画立案状況について

1 開幕イベントについて

前夜祭コンサート

- ア 日程：令和8年5月16日（土）
- イ 会場：松本市音楽文化ホール
- ウ 内容：オルガニスト山田由希子氏と2国歌手によるジョイントコンサート
- エ 参加者：招待者及び一般

歓迎パーティー

- ア 日程：令和8年5月16日（土）18時～
- イ 会場：松本館
- ウ 内容：日中韓招待者の歓迎

『(仮) East Asia Street』

- ア 日程：令和8年5月17日（日） 12時～
- イ 会場：中心市街地
- ウ 内容：中韓の芸能パフォーマンスの共演、東アジアの文化をはじめ様々なジャンルのブースを出店

開幕式典

- ア 日程：令和8年5月17日（日） 18時～19時
- イ 会場：松本城本丸庭園
- ウ 内容：開幕宣言、文化庁長官及び各都市市長挨拶、各都市紹介、写真撮影
- エ 参加者：日中韓招待者及び実行委員並びに関係者

レセプション

- ア 日程：令和8年5月17日（日） 開幕式典終了後
- イ 会場：アルモニーピアン
- ウ 内容：中韓招待者、各都市芸能団、関係者の交流

2 ディレクター事業について

現時点で予定されているまたは調整中の事業

担当ディレクター (分野)	事業名	開催日程等	事業概要
渡辺ディレクター (演劇・舞踏・音楽)	前夜祭コンサート	R 8.5.16	「1 開幕イベントについて」参照
	人形劇フェスタ	R 8.8.11	日中韓の演者による人形劇を上演。 「いいだ人形劇フェスタ」との連携で行う人形劇やパペットシアターで大人から子どもまで楽しめる内容を予定
	レクチャーシリーズ (全4回)	R 7.2月から	3国の関わりが深い歴史や文学、古典芸能をテーマに、その道の専門家を招き、朗読や木ノ下芸術監督団団長とのトークセッションを実施予定
	日中韓コラボレーションワークス (松本市芸術文化振興財団との共催)	調整中	倉田芸術監督による日中韓のダンサーのコラボ企画。中韓ダンサーの招聘やワークショップを実施予定
	「はじめまして！」 (松本市芸術文化振興財団との共催)	調整中	石丸芸術監督による企画で中韓の歌曲も盛り込む。ゲスト招聘も検討中
小川ディレクター (美術)	民藝百年 (信濃毎日新聞社との共催)	R 8.1月頃から	民藝100年を記念した企画。「民藝の十月」と題し、プレ期間から10月まで美術館コレクション展示や信毎メディアガーデンでのシンポジウムなどを開催
おおうちディレクター (伝統文化)	マツモト建築芸術祭 (建築芸術祭実行委員会との共催)	R 8.10月から	市内の歴史的建築物などを対象とし中韓アーティストによる作品(招聘も検討中)を展示
	民俗文化再評価	R 7.秋から	市内民俗行事のリスト化 民俗行事の魅力発信
野村ディレクター (まちなかアート)	助成・認証事業	(募集開始) R 7.10.1	R 8.1～12月に実施する民間事業に対し経費の一部を助成。事業企画にあたり質の高い内容となるようディレクターによる助言も行う。 ・説明会(予定): 10/1、10/13、10/24

助成・認証事業

1 助成事業

東アジア文化都市 2026 松本の実施にあたり、市内全体で開催機運を盛り上げるため、令和8年1月1日から12月13日までに市民の皆様が実施する文化芸術の取り組みやイベントに対し、費用の一部を助成します。

助成事業の区分と金額

	『参加』プログラム	『発信』プログラム
対象	○2026年1月1日から同年12月31日までに、主に松本市内で実施する文化芸術事業 ○東アジア文化都市2026松本の基本方針のいずれかに合致する文化芸術事業	東アジアとの相互理解や文化交流に資する事業 本市の文化を国内外に発信し、波及性のある事業
助成額	助成対象経費の10分の10以内	補助対象経費の3分の2以内
限度額	30万円	100万円

募集する取組み例

様々な市民が主体となって連携し、東アジア文化都市2026松本への参加・交流の裾野を広げる取組み
東アジア文化都市2026松本を契機に、文化芸術を通して市民が協働し、活動が持続していく観光やまちづくりに資する取組み

松本市内において、東アジアの人々とのつながりを文化芸術を通して市民と共有する取組み
東アジア並びに国内外各地域に向けて松本の文化芸術を発信するとともに、「松本のファン」の繋がりや広がりを感じられる取組み

若手クリエイター等、次代の担い手が主体となって松本の文化芸術の新たな可能性を示し、波及させる取組み
暮らしのなかで受け継がれてきた松本の魅力的な文化を、子ども・若者に世代を越えて共有する取組み

募集期間

ア 一次募集

令和7年10月1日(水)から11月28日(金)まで

イ 二次募集

令和8年4月頃を予定

2 認証事業

東アジア文化都市 2026 松本の実施にあたり、市内全体で開催機運を盛り上げるため、令和8年1月1日から12月13日までに市民の皆様が実施する文化芸術の取り組みやイベントに対し、東アジア文化都市2026松本市実行委員会が認証を行うことで情報発信等の広報支援等を行うものです。

認証した事業への支援

認証事業は、東アジア文化都市2026松本公式ウェブサイト、SNS等の広報媒体に事業の概要等を掲載し、実行委員会の実施する事業と一体的に情報発信を行います。

東アジア文化都市2026松本認証事業の表示

チラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイト等にロゴマーク及び認証事業であることを表示していただきます。ロゴマークのデザインやその他使用のルールについては、「ロゴマークグラフィックマニュアル」を遵守していただきます。

広報計画（案）

1 目的

市民の機運醸成を図りながら、松本の文化的魅力を国内外に発信し、東アジアとの文化交流促進と相互理解を深めるため

2 広報内容

報道

メディアを通じて正確かつタイムリーな情報を広く発信し、事業への関心と参加機運を高めることを目的とし、開閉幕式や各種イベント実施時にプレスリリース、記者会見を行う。

制作

ア ロゴマーク

統一したブランドイメージの構築により、事業の認知度向上と一体感を醸成することを目的として広くロゴマークを使用した広報活動を行う。

イ ポスター

ティザー、開催日決定時、開閉幕式等各種イベント実施のタイミングで事業開催を周知するために市内外各所に掲示をする。

ウ 屋外広告物

懸垂幕(市役所、MG)、横断幕(松本駅東西自由通路、MG)、デジタルサイネージ(松本駅)のぼり旗、階段装飾(松本駅、商業施設)、街頭フラッグを掲示、設置

エ 交通広告物

市内外の公共交通(バス・タクシー・鉄道)の交通広告を活用予定

オ ノベルティ

(例)ピンバッジ、ミニのぼり、ミニTシャツ、ステッカー、封筒、ティッシュを事業参加者への記念品として配布し、満足度向上、継続的な宣伝効果により事業の認知度拡大を図る。

カ PV動画

開幕式での上映やウェブへの公開を通じ、視覚的・聴覚的な訴求力により事業の魅力を効果的に伝え、幅広い層への認知拡大と拡散効果を図る。

キ まつもとカレンダー

「食文化」を切り口として外国人観光客や交流都市の市民を主なターゲットとし、文化や自然的資産を国際的に発信するツールとして制作するもの。同時に、市民が松本の魅力を再認識する機会とし、4か国語(日英中韓語)で制作し国内外に広く発信する。

ク モニュメント

事業の象徴的シンボルとして視覚的インパクトを与え、記憶に残るランドマークとして継続的な宣伝効果を創出することを目的とし作成。設置場所は検討中

広告

ア 公式HP、Instagram、LINE、X(旧Twitter)、Facebook、REDNOTEを稼働し、事業周知を行っている。今後はイベント情報をタイムリーに発信することで事業周知、機運醸成を図る。

イ 市の情報誌や信毎紙面を活用して事業広告を行う。

3 広報スケジュール(案)

【区分】	【内容】	R 7 (2 0 2 5)												R 8 (2 0 2 6)																	
		9			10			11			12			1			2			3			4			5			6		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
		【9/18 実行委員会総会】						【11/24 文化大臣会合】 広報第1弾			鎌倉閉幕 開幕(プレ事業開始)												【松本開幕式典】 広報第2弾								
報道	記者発表	助成・認証事業						マカオ			まつもとカレンダー 工芸シンポジウム									前夜祭			開幕式典			開 幕					
制作	ロゴマーク			HP等掲載運用開始	おおうちDディレクションによる活用・ロゴマーク使用許可による活用																										
	ポスター	ティザー 掲示・配布						開催国決定 掲示・配布						開幕式典 掲示・配布																	
	屋外広告物	掲示						掲示																							
	交通広告物	掲示						掲示																							
	ノベルティ販促品	配布・販売																													
	PV動画	ウェブサイト・SNS掲載 市内各所での放映																													
	まつもとカレンダー	HP等掲載 配布																													
	モニュメント	設置																													
広告	公式SNSウェブサイト	正式稼働、実施事業情報掲載																													
	紙面広告 ラジオ テレビ	【広報まつもと11月号】 宣布・事業概要						【紙面広告】 開幕・イベント						【紙面広告】 開幕式典																	

4 公式ロゴマークの使用について

運用（使用許可申請受付）開始日

令和7年10月1日（水）から

運用方法の概要

ア 使用目的

本事業の広報を目的とする使用（Aタイプ）及び共催・助成・認証事業の広報を目的とする使用（Bタイプ）の2種類とする。

イ 申請方法

Aタイプは logo フォームにより申請し、許可後使用可能とする。

Bタイプは各種事業の実施承認を受けることで使用可能とする。

使用可能期間

令和8年12月末日まで

その他

使用に関する詳細は本事業の公式HPに掲載予定

【URL】

東アジア文化都市に係る共催事業に関する事務取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、東アジア文化都市2026松本市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と団体等が共催で事業を実施する場合の基準及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（共催事業の定義）

第2条 この要綱において、共催事業とは、実行委員会が共同主催者として企画段階から協力して事業を実施し、責任の一部を負担することをいう。

2 共催事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

公益性を有し、市民の福祉の向上に資するものであること

東アジア文化都市2026松本の基本方針に合致し、メインテーマの達成に効果があると認められるもの

事業の企画、運営、経費等について、実行委員会と団体の役割分担が明確であること

特定の個人や団体の利益を目的としたものでないこと

3 次の各号のいずれかに該当する事業は、共催事業としない。

営利を主たる目的とするもの

政治活動又は宗教活動を目的とするもの

公序良俗に反するもの

特定の思想・主義を宣伝又は普及することを目的とするもの

実行委員会の信用又は品位を損なうおそれのあるもの

（申請手続）

第3条 実行委員会と共催で事業を実施しようとする団体等は、共催事業申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

事業等計画書

収入支出予算書

団体等の規約、会則その他これらに類するもの

団体等の活動実績を記載した書類

前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（審査基準）

第4条 会長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に基づき審査を行う。

事業の目的が明確で、公益性があること

文化庁が目指す東アジア文化都市事業の概要や東アジア文化都市2026松本の開催目的との整合性があること

市民に開かれた事業であること

事業計画が具体的かつ実現可能であること

収支予算が適正であり、実行委員会の負担が適切な範囲内であること

申請団体に事業を遂行する能力があること
過去の事業実績が良好であること（初めて実施する事業を除く）
特定の者のみが利益を受けることがないこと

（審査結果の通知）

第5条 会長は、前条の審査の結果を共催事業審査結果通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

（事業報告）

第6条 団体等は、共催事業が終了したときは、事業終了日から30日以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

共催事業実施報告書（様式第3号）

収支決算書

参加者数・アンケート集計結果（実施した場合）

事業の実施状況を示す資料（写真、配布資料、報道記事等）

その他会長が必要と認める書類

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

東アジア文化都市2026松本
助成事業事務取扱要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東アジア文化都市2026松本市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、団体等の行う事業の費用を一部助成する場合の基準及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成事業の定義)

第2条 この要綱において、助成事業とは、団体等が主催する事業等に対して、実行委員会が開催資金の支援を行うことをいう。

2 助成事業は、次の各号に該当するものをいう。

参加プログラム

ア 事業期間内に、主に松本市内で実施する文化事業であること

イ 東アジア文化都市2026松本の基本方針のいずれかに合致する文化事業であること

発信プログラム

前号の規定内容に加え、次の要件を満たすもの

ア 東アジア(日中韓に限らない東アジア全域をいう。)との相互理解や文化交流に資する事業であること

イ 多くの集客が見込まれることにより、松本市の文化を国内外に発信できる事業

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号のすべてに該当するものをいう。

市内に住所がある個人または企業・団体

一定の活動実績、または事業を確実に完遂できる見込みがあると認められるもの
企業・団体は、代表者が明らかであり、一定の規約を有すること

(助成率及び限度額)

第4条 助成率及び限度額は、事業内容により次の各号に定めるものとする。

参加プログラム

ア 助成率 対象経費の10分の10以内

イ 限度額 1事業あたり30万円

発信プログラム

ア 助成率 対象経費の3分の2以内

イ 限度額 1事業あたり100万円

(申請方法)

第5条 事業の助成を受けようとする団体等は、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

助成事業事業計画書兼交付申請書(様式第1号)

収支予算書(様式第2号)

団体概要又は個人略歴(様式第3号)

団体等の規約、会則その他これらに類するもの

団体等の活動実績を記載した書類

前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(審査基準)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に基づき審査を行う。

東アジア文化都市2026松本の開催基本方針に基づく、文化芸術の振興・向上に資する事業であって、公益性を有し営利を目的としないものであること。

政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。

事業の規模が、本市域又は本市を含む地域にわたるものであること。

第6条の2 審査は、次の各号に掲げる観点に基づいて実施する。

実現性 事業計画に記載された内容が確実に実現されるか。計画の現実性、運営体制、予算等

妥当性 東アジア文化都市2026松本の助成事業の趣旨に適った内容の事業か

波及性 活動が広く市民や市外に伝わり、広がっていく可能性がある事業化

発展性 今回実施することにより、将来に向けて連携や活動が発展する可能性があるか

新規性 松本を新たな視点で捉え、魅力を引き出す発想が含まれているか

2 参加プログラムは、書面審査により採択の可否を決定する。

3 発信プログラムは、書類審査通過団体に対し、プレゼンテーション審査を実施し、その結果に基づき採択の可否を決定する。

(交付の決定)

第7条 会長は、前条の審査の結果を助成事業交付・不交付決定通知書(様式第4号)により申請団体等に通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第8条 助成金は、原則として事業完了後の確定払いとする。

2 前項の規定にかかわらず、発信プログラムについては、助成事業の円滑な実施のため、交付決定額の3分の1を上限として概算払い(前払い)を行うことができる。

3 概算払いを希望する場合は、交付決定後に「助成金(概算払)請求書」へ希望する概算払い額を明記し会長に提出しなければならない。

4 会長は、前項の請求があった場合、事業内容や必要性を審査の上、概算払いの可否を決定する。

(実績報告)

第9条 助成事業の許可を受けた団体又は個人は、事業終了後30日以内又は交付決定日の属する年度の3月末日のいずれか早い方の日までに、助成事業実績報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第10条 事業内容に変更、中止の事由が生じた際は、遅滞なく次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

事業変更承認申請書（様式第7号）

事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）

事業完了期限延長承認申請書（様式第9号）

（助成の取消し等）

第11条 会長は、助成の交付決定後において、第5条に規定する基準に適合しない事実が判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

申請した団体等が解散等により事業の継続が不可能と判断される時

申請内容に虚偽があると認められる時

会長が取消しを必要と認めたとき

2 許可の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、実行委員会はその賠償の責めを負わない。

（事務）

第12条 助成事業に関する許可事務は、実行委員会事務局が行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

東アジア文化都市に係る認証事業に関する事務取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、東アジア文化都市2026松本市実行委員会（以下「実行委員会」という。）における、団体等が行う事業の認証に関する基準及び事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（認証事業の定義）

第2条 この要綱において、認証事業とは、団体等の主催する事業の趣旨及び方法に賛同し、情報発信等の広報支援等を行うことをいう。

（認証対象）

第3条 認証の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当するものをいう。

事業期間内に、主に松本市内で実施する文化事業であること

東アジア文化都市2026松本の基本方針のいずれかに合致する文化事業であること

広く一般に公開される事業であること

政治活動または宗教活動を目的としていないこと

公序良俗に反しないこと

法令等に違反しないこと

（認証事業への支援）

第4条 会長は、認証を行った事業について次の支援を行うことができる。

東アジア文化都市2026松本公式ウェブサイト、SNS等の広報媒体による事業概要等の情報発信

公式ロゴマークの使用許可

（申請方法）

第5条 事業の認証を受けようとする団体等は、認証事業申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

団体概要又は個人略歴（様式第2号）

団体等の規約、会則その他これらに類するもの

団体等の活動実績を記載した書類

前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（認証基準）

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に基づき審査を行う。

事業の目的が明確で、公益性があること

市民に開かれた事業であること

事業計画が具体的かつ実現可能であること

収支予算が適正であること

（審査結果の通知）

第7条 会長は、前条の審査結果を認証事業決定通知書（様式第3号）により、申請団体等

に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 認証事業の決定を受けた申請団体等は、事業終了後30日以内に実績報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第9条 認証を受けた団体等は、事業内容に変更、中止の事由が生じた際は、遅滞なく次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

事業変更承認申請書(様式第5号)

事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

事業完了期限延長承認申請書(様式第7号)

(認証の取消し等)

第10条 会長は、認証を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すことができる。

不正な手段により認証を受けたとき

第3条又は第6条に定める要件を満たさなくなったとき

この要綱に違反したとき

その他会長が認証を継続することが適当でないとき

2 会長は、前項の規定により認証を取り消したときは、その理由を付して当該団体等に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。